

○第75回農薬専門調査会評価第一部会（非公開）

日時：平成30年9月10日（月）14：00～16：26

議事概要：

（1）クロルピクリン

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

*殺菌剤、殺虫剤及び除草剤（土壌くん蒸剤）で小麦、大麦等に使用します。今回、せり科葉菜類（セルリー、パセリを除く）及びパセリへの適用拡大申請がされています。

（2）セトキシジム

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.088 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.8 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。

*除草剤でだいこん、ばれいしょ等に使用します。今回、そば、だいず等への適用拡大申請がされています。また、魚介類への基準値設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。